

⇩ 種類株式の概要

Q : 会社法の施行により、いろんな種類の株式が発行できるようになったそうですが、どのような株式があるのですか？

A : 主なものには次のようなものがあります。

【解説】

会社法に規定されている種類株式は9種類ですが、主なものには次のようなものがあります。

① 剰余金配当優先株式

会社に分配可能剰余金がある場合は、普通株式よりも優先的に配当が受けられる株式をいいます。

② 残余財産分配優先株式

残余財産の分配に関して、他の株式とは異なる優先条項を規定することが認められる株式をいいます。

③ 譲渡制限株式

会社の株式を譲渡する場合に、所定の機関の承認を必要とする譲渡制限付きの株式をいいます。

④ 取得請求権付株式

会社に対して買取請求をすることが認められている株式をいいます。

⑤ 取得条項付株式

一定の事由が生じたときに、株主の所有している株式を買取ることができる株式をいいます。

⑥ 拒否権付株式

株主総会で可決した事項であっても、その効力が発生しない株式をいいます。

